

公益財団法人日本食品油脂検査協会 定款

制定平成25年4月1日

改定平成25年6月4日

改定平成28年3月25日

改定平成28年8月22日

改定平成30年2月26日

改定平成30年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益財団法人日本食品油脂検査協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、飲食料品及びこれらに関連する物資の品質、安全性に関する試験、検査並びに調査、研究に関する事業を行い、食品産業の健全な発展及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本農林規格等に関する法律に基づく取扱業者の認証及び普及並びに製品検査
- (2) 国際基準等に基づく衛生管理及び品質管理の指導、監査並びに普及
- (3) 飲食料品等の品質及び安全性に関わる試験、検査
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 本会の目的である事業を行うための資産は、基本財産と運用財産とする。

2 基本財産は本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 運用資産は、基本財産以外の資産とする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事業所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本会は評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。ただし、評議員候補者は理事会において推薦することができる。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特

別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任 期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員の報酬等は無償とする。

第5章 評議員会

(構 成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の中から互選により選任する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び評議員会で選任された議事録署名人2名が署名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬等は無償とする。ただし、理事及び監事の報酬については、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(相談役)

第28条 本会に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬等は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し

た額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席した理事長及び監事が署名押印する。

(事務局)

第35条 本会に、事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 本会は、本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(細則)

第41条 本会の定款の実施に関して必要な細則は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から適用する。(条文第4条関係)

以上は当協会の定款に相違ありません。

平成30年5月30日

東京都中央区日本橋浜町三丁目27番8号

公益財団法人日本食品油脂検査協会

代表理事 和田 俊



定款新旧対照表

平成30年4月1日

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>日本農林規格等に関する法律に基づく取扱業者の認証及び普及並びに製品検査</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>農林物資の規格化等に関する法律に基づく製造業者の認定及び普及並びに製品検査</u></p>
<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>農林物資の規格化等に関する法律に基づく製造業者の認定及び普及並びに製品検査</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく製造業者の認定及び普及並びに製品検査</u></p>
<p>第5条 本会の目的である事業を行うための資産は、<u>基本財産と運用財産とする。</u></p> <p>2. <u>基本財産は本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</u></p> <p>3. <u>運用財産は、基本財産以外の資産とする。</u></p>	<p>第5条 本会の目的である事業を行うための資産は、<u>特定資産と運用資産とする。</u></p> <p>2. <u>特定資産は、寄附された資産をもって構成する。</u></p> <p>3. <u>特定資産は本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、特定資産の一部を処分しようとするとき及び特定資産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</u></p> <p>4. <u>運用資産は特定資産以外の資産とする。</u></p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第7条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、<u>毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</u></p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第7条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、<u>毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</u></p>
<p>第15条</p> <p>(6) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u></p>	<p>第15条</p> <p>(6) <u>特定資産の処分又は除外の承認</u></p>
<p>第19条</p> <p>2</p> <p>(3) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u></p>	<p>第19条</p> <p>2</p> <p>(3) <u>特定資産の処分又は除外の承認</u></p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2. <u>理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</u></p> <p>3. <u>理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2. <u>理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 理事及び監事の報酬等は無償とする。ただし、<u>理事及び監事の報酬については評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 理事及び監事の報酬等は無償とする。ただし、<u>常勤の理事及び監事に対しては評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。</u></p>

<p>(報酬等) 第27条 理事及び監事の報酬等は無償とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。</p>	<p>(報酬等) 第27条 理事及び監事の報酬等は無償とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>
---	---

公益財団法人日本食品油脂検査協会